

「てんかん診療拠点」県立病院としては全国初



概要

千葉県循環器病センターが、令和2年4月1日付で『千葉県てんかん診療拠点機関』に指定されました。「てんかん診療拠点機関」は、てんかん診療を専門とする医師が在籍し、MRIやビデオ脳波などの必要な検査が可能であることなど、専門的に診療できる体制づくりを目的に診療拠点を都道府県が指定します。全国においては18番目、県立病院としては全国初の指定となりました。

取り組み

てんかんの推定患者数は全国で100万人以上、本県では約6万人以上と推定されています。しかしながら、医師の間でも正しい知識が共有されておらず、また介護や学校の現場においてどのように支援すべきか対応に苦慮しています。

てんかん医療は、これまで小児科、精神科、脳神経外科、神経内科など数多くの診療科により担われて来た経緯により、専門的な診療をどこで行っているか、患者のみならず診療機関さえも十分把握ができていません。本県においても、てんかん医療体制は十分ではなく、県のてんかん包括医療体制の構築が喫緊の課題とされていました。

このような中、千葉県循環器病センターでは、独自で「てんかんセンター」を設置し、関連専門医療機関との積極的なネットワークづくりに取り組まれており、そうした関係者のご努力を後押しするため、我が会派が初めて2018年12月定例会を皮切りに、4度に渡る本会議、そして当該常任委員会等で診療拠点の指定化を提案し推進を続けました。これにより、医師や家族会、行政などのご協力の下、今回の指定が実現いたしました。